

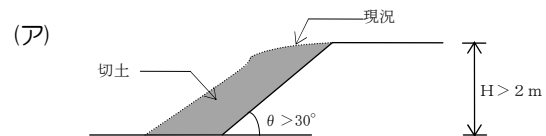
宅地造成工事規制区域について

『宅地造成工事規制区域』は、宅地造成等規制法第3条に基づき、“宅地造成に伴い災害が生ずるおそれ
 が大きい市街地又は市街地となろうとする土地の区域であって、宅地造成に関する工事について規制を行う
 必要があるもの”として市長が指定したもので、この区域に含まれる土地には、次の規制等がかかります。

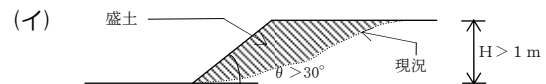
■ 宅地造成に関する工事の許可（宅地造成等規制法第8条）

造成主は、土地に形質の変更を加える場合には、工事着手前に市長の許可が必要になります。許可を要する
 “土地の形質の変更”には、次のものが該当します。

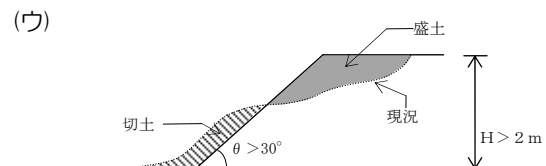
(ア) 切土の場合で、その部分に高さが2メートルを
 超える『^{がけ}崖』が生じるもの



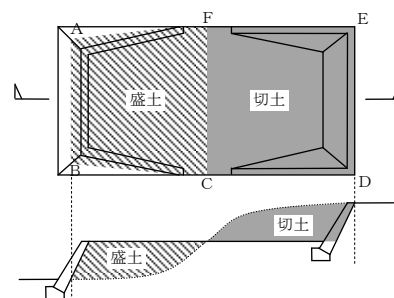
(イ) 盛土の場合で、その部分に高さが1メートルを
 超える『^{がけ}崖』が生じるもの



(ウ) 切土と盛土を同時にする場合で、盛土の部分に
 高さが1メートル以下の『^{がけ}崖』が生じ、かつ、切
 土と盛土を行った部分に、高さが2メートルを超
 える『^{がけ}崖』が生じるもの



(エ) 上記(ア)(イ)(ウ)以外の行為で、切土又は盛土を
 する土地の面積（右図の ABCDEF で囲まれた部
 分）が500 平方メートルを超えるもの



※ 『^{がけ}崖』とは、「地表面が、水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものは
 除く）以外のもの。」をいいます。

■ 宅地の保全義務（宅地造成等規制法第 16 条）

宅地造成が行われた宅地の所有者は、宅地を常時安全な状態に維持するよう努めなければなりません。

～『造成宅地防災区域』について～

平成 18 年の宅地造成等規制法の改正により、宅地造成工事規制区域外の既存の造成宅地で地震による災害の
 恐れが大きい一団の土地を市長が『造成宅地防災区域』として指定することができるようになりました（宅地造
 成等規制法第 20 条）が、**横浜市では現在のところ『造成宅地防災区域』に指定した区域はありません。**

＜ご相談窓口＞

- ・許可の要否、手続に関すること…建築局宅地審査課（市街化区域）、調整区域課（市街化調整区域）
- ・法令に関すること…建築局宅地審査課企画担当

※『宅地造成工事規制区域』はインターネット版都市計画地図情報「^{アイ}ーマッピ

URL <http://wwwm.city.yokohama.lg.jp>